

第277回一関市教育委員会定例会

日時 令和7年5月28日（水）

午後2時00分から

場所 花泉支所東大会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第6号 一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めること
について

議事日程第2 議案第7号 一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることにつ
いて

議事日程第3 議案第8号 一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の
制定について

議事日程第4 議案第9号 一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示の
制定について

3 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について (資料No.1)

4 その他

(1) 令和7年度学校教育行政の重点について（ICTの活用） (資料No.2)

(2) その他

5 閉 会

第277回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第6号	一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
議案第7号	一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて
議案第8号	一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第9号	一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第6号

一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市図書館協議会委員を任命することについて、議決を求める。

1 任命（令和7年7月1日付け 任期 令和7年7月1日～令和8年6月30日）

氏名	所属等
佐々木 伸也	一関図書館運営協議会（南小学校）
岩越 裕史	東山図書館運営協議会（東山小学校）
門田 真奈美	いちのせき若者サポートステーション

令和7年5月28日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

所属機関での転任により、欠員となっている委員を新たに任命しようとするものである。

※関係部分抜粋

○一関市図書館条例

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定により中央館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の運営に資すると認める者

3 委員は16人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

議案第7号

一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求める。

1 委嘱（令和7年6月1日付け、任期 令和7年6月1日～令和8年5月31日）

No.	氏名	所属等	区分
1	菅原千夏	一関市PTA連合会副会長、滝沢小学校PTA会長	家庭教育関係者
2	熊谷浩二	菡荘小学校長	学校教育関係者

令和7年5月28日提出

一関市教育委員会教育長 時枝直樹

理由

所属機関での転任により、欠員となっている委員を新たに委嘱しようとするものである。

社会教育委員関係法令

○社会教育法（関係部分抜粋）（昭和24年法律第207号）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○一関市社会教育委員条例（平成17年9月20日条例第74号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第8号

一 関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について
一 関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月28日提出

一 関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則

一 関市教育委員会請願処理規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願及び<u>要望</u>（以下「請願等」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請願書等の提出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>(請願書等の処理)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願及び<u>陳情</u>（以下「請願等」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請願書等の提出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 提出年月日</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>(請願書等の処理)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、請願書等の内容が軽易なもの又は緊急を要するものについては、適切な処理をし、その結果を教育委員会の会議において報告しなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年5月28日から施行する。

理由

文言の整理と請願書等の処理について、内容が軽易なもの又は緊急を要するものの取り扱いを加えるため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第9号

一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示の制定について

一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

令和7年5月28日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示

一関市地域部活動制度実施要綱(令和4年4月1日教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指導者の要件) 第4 [略] 2 [略] (1) [略] (2) <u>禁固刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)・(4) [略]	(指導者の要件) 第4 [略] 2 [略] (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)・(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

理由

刑法改正に伴い所要の改正をするもの。